

運 営 規 程

社会福祉法人 恵 成 会

居宅介護支援センターおおぞら

居宅介護支援センターおおぞら 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人 恵成会 が開設する居宅介護支援センターおおぞらは、介護保険法（以下、法という。）に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的に居宅介護支援事業を行う。

(名称等)

第2条 居宅介護支援事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援センター おおぞら
- (2) 所在地 三重県伊賀市高畑字深田 780

(運営方針)

第3条 第1条の目的を達成し、利用者本人の希望と在宅生活上の課題を解決するために、利用者本人の地域との結びつきを重視し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供できるよう、関係機関・団体等と密接な連携に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 居宅介護支援事業のために次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員兼務1名）
- (2) 介護支援専門員 1名（兼務1名）
- (3) その他職員 1名（必要に応じて増減あり）

2 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業の運営に関わる事務を統括する。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成し、その計画に基づき援助を行い、その結果の記録及び報告を行う。

(利用者)

第5条 居宅介護支援事業の利用者は、法に規定する被保険者とする。

(営業日、営業時間)

第6条 居宅介護支援事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(指定居宅介護支援の方法及び内容)

- 第7条 指定居宅介護支援は、利用申込者の依頼により、訪問調査、居宅サービス計画の原案作成、サービス担当者会議の開催、利用申込者への居宅介護サービス計画原案の説明・同意、居宅サービス計画書の交付、モニタリング等のケアマネジメントの手法によって行う。
- 2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - (1) 利用者本人・家族の状況、希望等の調査
 - (2) 居宅サービス計画の原案作成
 - (3) 指定居宅介護サービスの調整
 - (4) 居宅サービス計画の実施状況の把握
 - (5) 在宅生活上の問題等への助言
 - (6) その他前各号に属さない必要な在宅生活上の支援
 - 3 居宅介護支援に使用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドラインを標準とし、必要に応じて他の課題分析票を併用する。
 - 4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、利用者の自宅または当事業所の相談室とする。

(居宅サービス計画書の作成等)

- 第8条 介護支援専門員は利用者ごとの国が定める居宅サービス計画書を作成しなければならない。
- 2 介護支援専門員は利用者ごとの支援活動報告書等を作成する。
 - 3 居宅介護支援事業の管理者は居宅サービス計画書及び支援活動報告書等に関し、必要な管理をしなければならない。

(緊急時の対応方法)

- 第9条 介護支援専門員は、訪問調査中等に利用者の病状に急変その他の事態が生じたときは、直ちに主治医に報告し、その指示に従い必要な処置を講じなければならない。
- また、主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。
- 2 介護支援専門員は、前項の処置を講じた場合は、主治医、家族及び管理者に速やかに報告しなければならない。

(利用料)

- 第10条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業実施地域)

- 第11条 通常の事業実施地域は、伊賀市（ただし旧上野市に限る）の区域とする。

(事故発生時の対応)

- 第12条 指定居宅介護支援の提供により、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行なう。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第15条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

(1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

(1) 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。

(2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(非常災害対策)

第 17 条 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という）に対処するため、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等定めた計画を作成し、必要に応じ訓練を行う。

2 前項で作成した計画について、定期的に従業者に周知する。

(相談・苦情対応)

第 18 条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受ける窓口を設置し、自ら提供した指定居宅介護支援、又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する相談、苦情に対して迅速かつ適切に対応する。

(内容の教示)

第 19 条 指定居宅介護支援を行う場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、その利用手続き、方法及び内容について説明を行い、理解を得るものとする。

(秘密保持)

第 20 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(従業者の研修等)

第 21 条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行なう。

(その他)

第 22 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人恵成会理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年10月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年 2月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年10月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年 6月 5日から施行する。

附則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

第13条（虐待の防止）追加

第14条（身体拘束）追加

第15条（感染症予防、まん延防止の対策）追加

第16条（業務継続計画の策定等）追加

第21条（従業員の研修等）第2項追加